

国民健康保険制度

市の国民健康保険(以下「国保」)には、市民の約3割(4割以上の世帯)が加入し、多くの人の安心で健やかな暮らしを守っています。今月から、国保制度を分かりやすく紹介し、医療費や国保税などの国保財政の現状をお知らせする「シリーズ国保」を連載します。第1回目は「国民健康保険制度」について、国保制度の基本的な事項について説明します。

国保制度とは

国保は、病気やけがをしたとき、安心して医療を受けられるように、加入者がお金(国保税)を出し合い、医療費の支払いに充てる助け合いの制度です(図1)。

●運営の仕組み

国保の運営は、それぞれの市町村が保険者になって、独自に運営をしています。市は、国保に加入している人が負担する国保税と国・県からの負担金・補助金を主な財源に保険事業を運営しています。

●国民皆保険制度

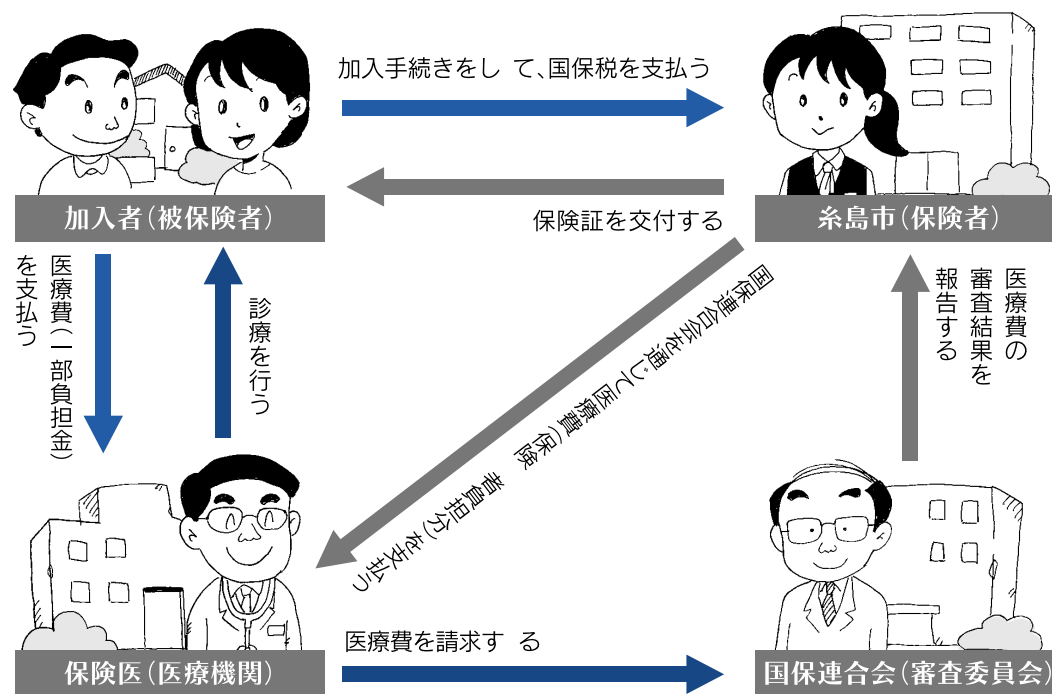
日本では、すべての人がいずれかの医療保険に加入することになっています。そのため、職場の健康保険への加入者や後期高齢者医療制度の対象者、生活保護の受給者以外は、すべて国保の加入対象者です。市の国保加入者(平成22年5月31日現在)は表1のとおりです。

届け出は14日以内

●病気になってからではダメ

国保は、加入や脱退をするときに、世帯主の届け出が必要で、自動的に切り替わることはありませんのでご注意ください。

図1 ■ 国民健康保険の仕組み



また、病気になってから加入すればよいという考えは、大きな間違いです。職場の健康保険に加入したり、職場を辞めた場合は、その日から14日以内に届け

- **加入の届け出が遅れると**
① 保険証がないため、加入するまでに支払う医療費は全額自己負担です。
② 国保税は資格を取得した

- **脱退の届け出が遅れると**
① 国保の保険証を使った場合は、国保が負担した医療費を後で返さなければなりません。
② 職場の健康保険と国保税を二重に払ってしまうことがあります。

問い合わせ
糸島市国保年金課
☎(332)2071

そこで、早い時期からその兆候を発見するために、特定健診があります。自分そして家族のために必ず健診を受け生活習慣病を予防しましょう。

対象者 糸島市国民健康保険に加入している40歳から74歳までの人

※この特定健診は、糸島市国民健康保険の加入者が対象となります。

※職場の健康保険に加入している人や被扶養者は、それぞれの保険組合で特定健診を行います。

問い合わせ
糸島市健康づくり課
☎(332)2069

申込方法 市役所健康づくり課に電話で予約(先着順)。

※日程や会場など、詳しくは健康情報誌をご覧ください。

申込期限 健診日の3週間前まで

検査内容 問診、尿検査、身体計測、血圧測定、血液検査、医師の診察

料金 1000円

健康づくり ～血管を守ろう～



●特定健診を受けよう!
特定健診とは、生活習慣病であるメタボリックシンドロームを予防・改善する取り組みです。心臓病や脳卒中などの生活習慣病は、それぞれが独立した別の病気ではなく、原因として内臓脂肪が関わっていることが分かっています。

生活習慣病は発症しても自覚症状が少なく、気付かないままに重症化する危険性があります。



山村 美保子さん(23歳/二丈武)
仙寿苑 ☎(325)2310

みんなから愛される 介護士になりたい

介護士の仕事を始めてから、今年の4月で3年目を迎えます。

学生時代に保育士になろうと勉強する中で、介護について学びました。

世界でも有数の高齢社会である日本の実情を知り、これからは介護の仕事がもっと必要とされると思い、この仕事に就くことを決心しました。

お年寄りの介護と聞くと、入浴や食事のお世話など、誰でもできるように思われがちです。しかし、その人に応じたケアをするのはとても難しいことです。特に認知症ケア(心のケア)は、一人ひとりをしっかり理解し、自分自身の感情もうまくコントロールしなければいけません。

私は、この難しくもやりがいのある介護の仕事に誇りを持ち、誰からも愛されるような介護士をめざしていきます。

自薦・他薦を問いません。このコーナーに登場していただける、市内の若者をお待ちしています。

申し込み 糸島市情報政策課 ☎(332)2063